

4/15
2021
令和3年



ほっと情報!もじ

- 時間は24時間表記。
 - 料金について記載のない催しは入場無料(参加無料)。
 - はがき・往復はがき・電子申請の応募方法は11ページを参照。
- 甲=申し込み 問=問い合わせ
共通=共通の内容 担=市の担当課
ネット=ネット窓口(電子申請)



門司区役所

編集 | 門司区役所総務企画課 ☎331・0039 FAX331・1805

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによっては、変更・中止となる場合があります。

無料相談

人権法律相談 司法書士が応じます。5月6日(木)13時30分～15時30分、新門司地域交流センター(吉志新町二丁目)で。先着4組。☎4月28日9時から同施設 ☎481・4599へ。



門司港美工研 彫金講座 ～すり出しリング制作

彫金の基本的な技術であるやすりがけで立体感がある模様をすり出し銀製のリングを2日間で制作します。世界で一つだけの「自分だけのリング」づくりに是非ご参加ください。講師は彫金作家の中村理絵さん。5月2日(日)・3日(祝)の10～17時。門司港美術工芸研究所で。先着8人。参加費6000円。☎4月17日から同施設(門司港レトロ地区、港ハウス2階 ☎322・1235)へ。



全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの着用を!

車両に乗る全ての人がシートベルト(6歳未満の子どもを乗車させる場合は、チャイルドシート)を正しく着用しましょう。問門司区交通安全推進協議会 ☎331・0039へ。

門司あれこれ探訪③ = 門司城跡 =

門司城は、平知盛が源氏との合戦に備えて築城したと伝えられています。1244年には、下総前司親房が平家残党鎮圧の奉行として鎌倉幕府より豊前国代官職に任ぜられ下向。のち親房の子孫は門司氏と称し、門司城を本城として五支城を築き以後三百五十年にわたってこの地を治めました。その間、南北朝時代には門司氏も両派に分かれて骨肉の争いをし、室町時代末になると門司半島は大友氏、大内氏、毛利氏などの拠点とされました。その後細川忠興の支城として残っていましたが、1615年の一国一城の令によって破却され、400年に及ぶその歴史をとじました。



関門海峡を見下ろす古城山頂に建つ門司城跡碑▶

北九州市コールセンター

お答えします!

市役所や区役所の手続き、市のイベント・施設等に関する問い合わせなど、市政情報や生活情報についてご案内します。

●どこに尋ねたらよいか分からない時や、夜間・土・日・祝日もご利用でき、大変便利です。

093-582-4894

ご利用時間 8:30～20:00

メール・FAX 24時間

FAX 093-582-3318
call-center@kitakyushu-cc.jp

日々の疲れがやわらぐ「よもぎの湯」

4月17日(土)・18日(日)の9時30分～15時30分、新門司老人福祉センター「まつがえ荘」(新門司三丁目、☎481・3951)で。対象は60歳以上。入館料200円。無料送迎バス(門司駅など)あり。運行時間や駐車場所などの詳細は同施設に問を。



猫やハトにエサを与えているあなたには、責任があります!



地域から嫌われる猫を作りだしていませんか? かわいそうという気持ちでエサを与えるだけでは、猫はどんどん増えます。食べ残しの片づけ、糞尿の清掃、不妊去勢手術を行うなど近隣に配慮するとともに、その猫を室内で飼うか、飼い主を探すための努

力をしましょう。ハトへのエサやりも、周辺の住宅やベランダなどに集まるようになり、大量の糞により著しく生活環境が害されます。病原体を持っているため、健康被害を発生させる恐れもあります。ご近所に迷惑となる無責任な餌やりはやめましょう。問門司区役所総務企画課 ☎331・0039へ。



第11回特別弔慰金を請求していない人は申請を

戦没者などの遺族で令和2年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受ける人(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、ご遺族の一人に支給します。対象は、戦没者などの死亡当時のご遺族で、①令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人。②戦没者等の子。③戦没者等の父母、孫、兄弟姉妹。①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)等で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人。令和5年3月31日までに申請が必要。問門司区役所総務企画課 ☎331・0039

健康だより

門司区役所健康相談コーナー ☎331・1888

マタニティスクール ①赤ちゃんのお世話の仕方など=5月19日(水) ②妊娠中の食事の話、歯の健康の話など=5月26日(水)
共通 門司区役所別館(錦町市民センター2階)で。13時40分～14時40分(受け付けは13時30分から)。対象は妊婦。母子健康手帳が必要。先着各日7人。甲①は4月30日、②は5月9日からネットで。

